

高松市監査委員告示第1号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年1月31日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 高松市監査委員 | 木 | 田 | 一 | 彦 |
| 同       | 鍋 | 嶋 | 明 | 人 |
| 同       | 中 | 村 | 伸 | 一 |
| 同       | 杉 | 本 | 勝 | 利 |

# 監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和4年1月31日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R4.1.31

| 措置通知 No. | 監査実施年度 | 告示日      | 告示番号※ | 区分※    | 項目                      | 公表文該当ページ | 所管課等    |                | 措置通知日    |
|----------|--------|----------|-------|--------|-------------------------|----------|---------|----------------|----------|
| 1        | H30    | H31.2.28 | 第1号   | 指摘     | 浄化槽の適正な管理について           | P34      | 市民政策局   | 香川総合センター       | R3.12.13 |
| 2        | R元     | R2.2.28  | 第4号   | 意見【重点】 | 団体の会計監査について             | P13      | 創造都市推進局 | スポーツ振興課        | R3.12.16 |
| 3        | R2     | R3.2.26  | 第3号   | 指摘【重点】 | 発注簿に係る適正な事務処理及び契約事務について | P12      | 環境局     | 環境指導課（適正処理対策室） | R3.12.16 |

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものを。

※ 【重点】 …… 「平成31年度高松市監査実施計画」及び「令和2年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものを。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

## 2 平成31年度の重点取組事項

### (1) 準公金の管理について

準公金とは、公金（市の会計規則等の適用を受け管理される現金、預貯金、有価証券等）以外の現金等で、市からの補助金等を受ける団体（実行委員会なども含む）のうち、市の職員が管理しているものであるが、公金でないため、その管理や経理事務等については、地方自治法及び高松市会計規則の適用がなく、財務監査（財政援助団体等監査を除く）や会計管理者の審査の対象外となっており、チェック体制が不十分であることから、公金と比較してリスクの高い事務になっている。

本市では、準公金を管理・執行する所管課は多数あり、その取扱いも団体により異なっていることから、管理や事務執行の適正性はもとより、経済性・効率性・有効性（いわゆる3E）の観点から、平成31年度は行政監査として準公金の管理について、監査を実施する。

《参考》令和2年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

## 2 令和2年度の重点取組事項

### (2) 契約事務の適正性について

地方自治法第234条において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、本市においても、高松市契約規則等により、各種契約事務について、細かく規定されている。

物品の購入、業務の委託、工事の請負など様々な契約行為がある中で、契約の種類、金額、内容等により、事業者の選定方法も様々であるが、契約方法によっては、契約相手の固定化や偏重が生じ、不適正な価格での契約締結に至る恐れがある。

以上の点を踏まえ、令和元年度（平成31年度）は、特に随意契約における契約事務について、公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から個々の契約について技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した上で適正に行われているかを主眼に置き、定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、令和2年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

|                 |   |     |            |
|-----------------|---|-----|------------|
| 監査実施年度／<br>監査対象 | 平成30年度／市民政策局  |     |            |
| 告示番号            | 高松市監査委員告示第1号  | 告示日 | 平成31年2月28日 |
| 区分              | 指摘  |     |            |
| 指摘の項目           | 浄化槽の適正な管理について   |     |            |
| 指摘の内容           | 上部会館及び川東下文化センターに設置している浄化槽について、浄化槽法の規定に基づき清掃するよう、適正に管理されたい。  |     |            |
| 公表文該当<br>ページ    | P34   |     |            |
| 公表文への<br>リンク    | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf</a> |     |            |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年12月13日   |
| 所管課等  | 市民政策局<br>香川総合センター  |
| 措置結果  | 本件指摘事項については、令和3年3月8日に、2施設の浄化槽の清掃を実施した。また、今後も当該業務の委託により、適正に管理することとした。 |

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

|                 |   |     |           |
|-----------------|---|-----|-----------|
| 監査実施年度／<br>監査対象 | 令和元年度／創造都市推進局   |     |           |
| 告示番号            | 高松市監査委員告示第4号  | 告示日 | 令和2年2月28日 |
| 区分              | 意見【重点】  |     |           |
| 意見の項目           | 団体の会計監査について   |     |           |
| 意見の内容           | 経費を適正に執行するため、会計監事を置き、団体の会計監査及び監査報告を実施されたい。  |     |           |
| 公表文該当<br>ページ    | P13   |     |           |
| 公表文への<br>リンク    | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf</a> |     |           |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年12月16日   |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>スポーツ振興課   |
| 措置結果  | 本件意見については、令和2年11月19日の「第34回高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会 第1回実行委員会」において、本会則に監事を定める規定を追記し、会計監査及び監査報告を行うこととした。 |

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

|                 |   |     |           |
|-----------------|---|-----|-----------|
| 監査実施年度／<br>監査対象 | 令和2年度／環境局   |     |           |
| 告示番号            | 高松市監査委員告示第3号  | 告示日 | 令和3年2月26日 |
| 区分              | 指摘【重点】  |     |           |
| 指摘の項目           | 発注簿に係る適正な事務処理及び契約事務について   |     |           |
| 指摘の内容           | <p>決裁事務については、関係例規等にのっとり、適正に事務処理を行うとともに、チェック機能の強化を図られたい。</p> <p>また、物品購入に際して、実際の使用環境等を想定した仕様書を提示するとともに、納入された物品が仕様書を満たしていることを十分確認するなど、適正に事務処理されたい。</p>   |     |           |
| 公表文該当<br>ページ    | P12   |     |           |
| 公表文への<br>リンク    | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20210226teikikansakekka.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20210226teikikansakekka.pdf</a> |     |           |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年12月16日   |
| 所管課等  | 環境局<br>環境指導課（適正処理対策室）  |
| 措置結果  | <p>本件指摘事項については、関係諸規定やチェックシート等に照らした確認をすることで、チェック機能の強化を図り、適正な事務処理を行うこととした。</p> <p>また、令和3年度から、物品購入（備品）に際して、実際の使用環境に合致した仕様書を作成し、契約監理課を通して一括発注するとともに、納品時の検収の際には、納入物品が発注仕様を満たしていることを、現物及び取扱説明書等に記載されている製品仕様により確認することとした。</p> |